

議 第 49 号
令和3年(2021年)6月24日提出

熊本市放課後子ども総合プラン運営推進委員会委員の委嘱について

熊本市放課後子ども総合プラン運営推進委員会委員を別紙のとおり委嘱したいので、議決を
求める。

熊本市教育長 遠 藤 洋 路

(提出理由)

委員の任期満了に伴い、熊本市放課後子ども総合プラン運営推進委員会運営要綱（平成27年制定）第3条の規定により、委員の委嘱を行うため、熊本市教育委員会教育長事務委任等規則（昭和27年教育委員会規則第6号）第1条第12号の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものである。

これが、この議案を提出する理由である。

熊本市放課後子ども総合プラン運営推進委員会委員（案）

任期：令和3年（2021年）7月1日～令和5年（2023年）6月30日

職名	氏名	性別	所属団体・役職名	備考	
1	学校関係者	下田 恭裕	男	熊本市小学校長会・庶務 （日吉小学校長）	新規
2	学校関係者	才所 征司	男	熊本市小学校長会・会計 （川上小学校長）	新規
3	P T A関係者	高梨 沙織	女	熊本市P T A協議会 市P担当副会長部会長	新規
4	社会教育関係者	加藤 貴司	男	熊本市地域公民館連絡協議会 会長	再任
5	児童福祉関係者	津地 尚文	男	熊本市民生委員児童委員協議会 副会長	再任
6	学識経験者	山城 千秋	女	熊本大学大学院教育学研究科教授	再任
7	放課後児童クラブ 関係者	高橋 りう子	女	こぼと放課後児童クラブ （城南こぼと保育園園長）	再任
8	放課後児童クラブ 関係者	米満 典子	女	出水南小学校児童育成クラブ 主任支援員	再任
9	放課後子供教室 関係者	竹田 明代	女	学びタイムサポーター （飽田東小学校・学校図書司書補助）	新規

関係法令等（参考）

○熊本市放課後子ども総合プラン運営推進委員会運営要綱（平成 27 年 6 月 26 日制定）

（組織）

第 3 条 運営推進委員会は、委員 15 名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 行政関係者
- (2) 学校関係者
- (3) P T A 関係者
- (4) 社会教育関係者
- (5) 児童福祉関係者
- (6) 学識経験者
- (7) 放課後児童クラブ関係者
- (8) 放課後子供教室関係者
- (9) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

（委員の任期）

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

○熊本市教育委員会教育長事務委任等規則〔教育政策課〕

昭和 27 年 11 月 14 日

教委規則第 6 号

（事務の委任）

第 1 条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

- (1) 学校教育又は社会教育に関する一般方針を定めること。
- (2) 学校その他の教育機関の設置及び廃止を決定すること。
- (3) 教科内容及びその取扱いの一般方針を定めること。
- (4) 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和 38 年法律第 182 号)に基づく教科用図書の採択に関すること。
- (5) 人事の一般方針を定めること。
- (6) 教育委員会事務局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

- (7) 学校その他の教育機関の敷地の設定及び変更を決定すること。
- (8) 教育委員会規則の制定又は改廃を行うこと。
- (9) 議会の議決を経るべき議案の原案を決定すること。
- (10) 教育予算の見積りを決定すること。
- (11) 文化財を指定し、又は指定を解除すること。
- (12) 法令又は条例に基づく委員会(審議会その他これに準ずるものを含む。)の委員を任命し、又は委嘱すること。
- (13) 校長、教員その他の職員の研修の一般方針を定めること。
- (14) 通学区域を定めること。
- (15) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関すること。
- (16) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 27 条及び第 29 条に規定する意見の申出に関すること。

(昭 34 教委規則 3・昭 38 教委規則 1・昭 40 教委規則 2・昭 59 教委規則 12・昭 61 教委規則 11・昭 62 教委規則 3・昭 62 教委規則 37・平 4 教委規則 5・平 5 教委規則 4・平 6 教委規則 2・平 7 教委規則 11・平 7 教委規則 15・平 9 教委規則 9・平 13 教委規則 6・平 14 教委規則 13・平 16 教委規則 5・平 18 教委規則 11・平 19 教委規則 9・平 20 教委規則 11・平 23 教委規則 9・平 27 教委規則 9・平 29 教委規則 1・令 2 教委規則 2・一部改正)